

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構・次世代自動車センター浜松
現場改善推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構・次世代自動車センター浜松（以下「センター」という。）は、中小企業者の現場改善活動を推進し、もって地域自動車産業におけるサプライチェーンの強靱化を図るため、センターの会員企業かつ静岡県内の中小企業者に対し、センターの予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この交付要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「現場改善活動」とは、5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）及び3つの管理（生産管理・品質管理・在庫管理）を向上させる取り組みをいう。
- 2 この要綱において、「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条に規定する者をいう。
- 3 前項に定めるもののうち、次に該当するものは中小事業者には該当しないものとする。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小事業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小事業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小事業
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を第1号から第3号に該当する中小事業者が所有している中小事業者
 - (5) 第1号から第3号に該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小事業者

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 申請時点において、センターの会員企業であること。
 - (2) 静岡県内に主たる事業所・工場等を有する中小企業者であること。
 - (3) 自動車部品製造に関する事業を営んでいること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、静岡県内の事業所・工場等において、現場改善活動を通じて、生産性の向上、品質改善、コスト低減を図る事業とする。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月20日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、消費税、地方消費税及び印紙税は対象外とし、補助対象経費が本補助金以外の国または地方公共団体における補助金の等の対象となったときは、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、1件あたり300千円を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、現場改善推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、センターが定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施前と実施後の状況が確認できるもの
- (2) 補助対象経費の確認ができるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、センターが必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 センターは、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、当該申請者に対して補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。また、不交付と認められたときは、その旨を通知するものとする。

2 センターは前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第10条 センターは、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

- ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
- イ 補助対象経費の配分を変更しようとする場合（補助対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。）

- ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにセンターに報告してその指示を受けること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターが必要と認める事項
- (5) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、額の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、センターに返還しなければならない。
- ア 補助事業の中止、廃止及び縮小した場合
- イ 天変地異その他の事業の変更により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- ウ 虚偽の申請及び報告を行った場合
- エ 確定のための審査が出来ない場合
- オ 事業期間の途中で補助対象者に該当しないこととなった場合
- カ (1)～(4)の各号の条件に反する場合

(変更の交付申請)

- 第11条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第3号様式）をその他必要書類と併せてセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更が生じるときは、変更交付決定通知書（第4号様式）を、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第5号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

- 第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定に基づき、補助対象事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第6号様式）をセンターに提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第13条 補助事業者は、交付決定の属する年度の2月20日または補助対象事業の完了の日から30日以内のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第7号様式）をその他必要書類と併せてセンターに提出しなければならない。

(交付の確定)

- 第14条 センターは、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第8号様式）を補

助事業者に通知するものとする。

2 センターは、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(請求の手続き)

第15条 補助金の交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金請求書(第9号様式)をセンターに提出しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

補助対象経費	内容
現場改善活動に要する経費	委託費(製作委託費、設備等移設費、区画線塗装費など)、備品購入費、工事請負費など現場改善活動に要する経費